

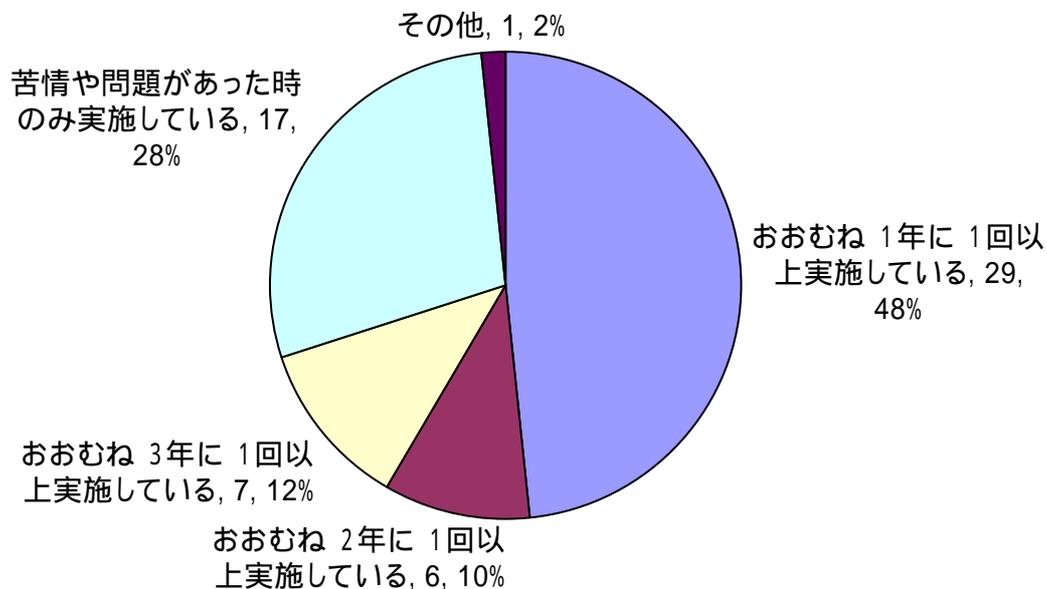
資料3 動物取扱業に係る問題点や課題等

1 動物取扱業者に対する改善指導状況

動物取扱業者（動物の販売・保管・貸し出し・訓練・展示を業として行おうとする者）は、動物愛護管理法に基づき、都道府県知事又は政令市に届け出なければならないこととされている。

また、当該届出をした動物取扱業は、飼養施設の構造及び動物の管理方法に関する基準（省令）を遵守しなければならないこととされているため、都道府県等は、その遵守状況に関する調査及び遵守指導等を実施している。

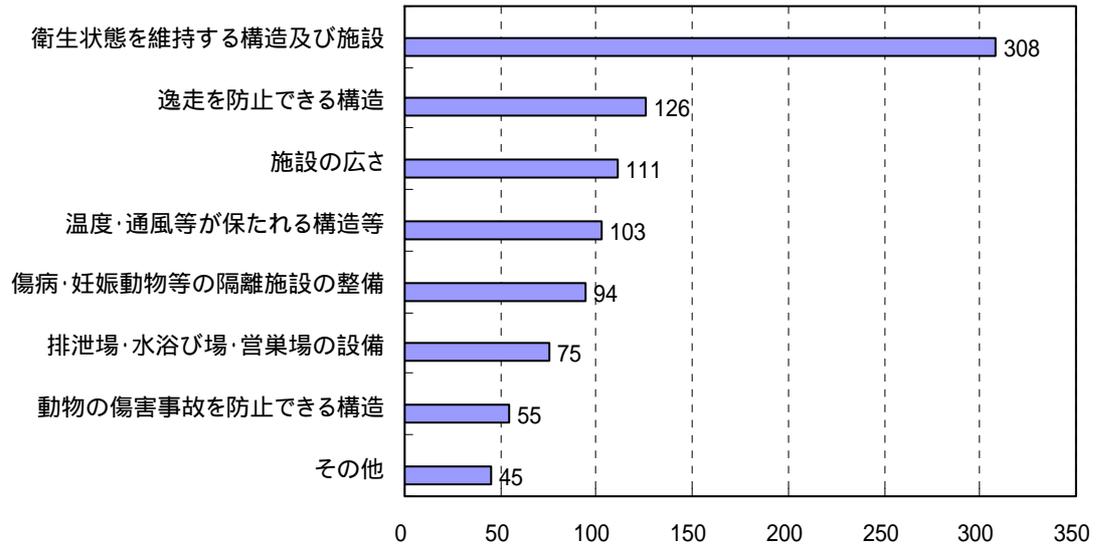
（1）都道府県及び政令市における立入り調査の実施頻度



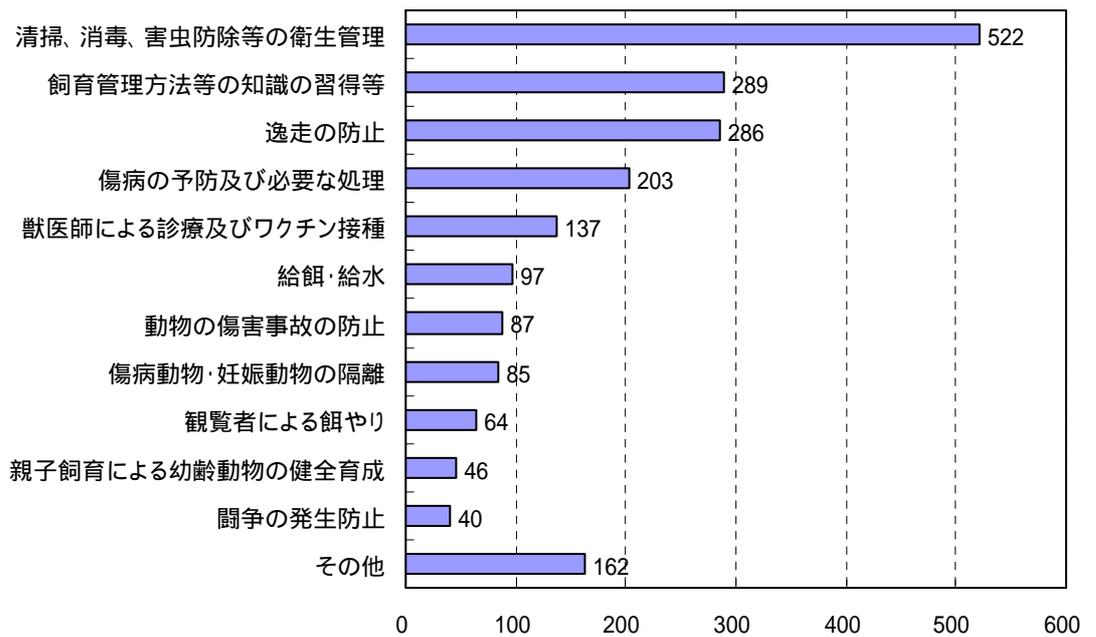
(2)不適切な飼養保管行為に対する改善指導の実績(H14 年度・全施設数 = 15,328)

行政指導（口頭）

飼養施設の構造関係の改善指導



動物の管理方法関係の改善指導



飼養施設の構造関係の改善指導の内訳

指導事項	動物取扱業の種別(業種)				
	販売	保管	貸出	訓練	展示
施設の広さ	92(13%)	20(14%)	6(33%)	3(8%)	10(10%)
排泄場・水浴び場・営巣場等の設備	55(8%)	8(6%)	0(0%)	5(14%)	10(10%)
温度・通風・明るさが保たれる構造等	102(14%)	12(8%)	2(11%)	3(8%)	10(10%)
傷病動物・妊娠動物等の隔離施設の整備	57(8%)	29(20%)	2(11%)	3(8%)	15(15%)
衛生状態を維持する構造及び設備	259(35%)	27(19%)	3(17%)	12(34%)	16(17%)
逸走を防止できる構造	80(11%)	28(20%)	3(17%)	5(14%)	25(26%)
動物の傷害事故を防止できる構造	55(7%)	5(4%)	0(0%)	4(11%)	9(9%)
その他	26(4%)	13(9%)	2(11%)	1(3%)	3(3%)
合計	726(100%)	142(100%)	18(100%)	36(100%)	98(100%)

その他の具体的内容

- ・各種届出事項
- ・届出済証・確認済証の掲示
- ・営業開始にあたっての指導
- ・廃止届の提出
- ・動物取扱業の廃止指導

動物の管理方法関係の改善指導の内訳

指導事項	動物取扱業の種別(業種)				
	販売	保管	貸出	訓練	展示
給餌・給水	80(5%)	17(5%)	2(4%)	2(4%)	9(5%)
闘争の発生防止	36(2%)	3(1%)	0(0%)	0(0%)	8(4%)
傷病動物・妊娠動物等の隔離等	72(4%)	10(3%)	2(4%)	1(2%)	11(6%)
親子飼育等による幼齢動物の健全育成等	35(2%)	3(1%)	2(4%)	2(4%)	6(3%)
傷病の予防及び必要な処理(健康管理)	151(10%)	39(12%)	6(13%)	3(6%)	25(13%)
獣医師による診療およびワクチン接種	124(8%)	18(6%)	4(9%)	3(6%)	9(5%)
清掃、消毒、害虫防除等の衛生管理	513(32%)	41(13%)	9(19%)	12(25%)	27(15%)
逸走の防止	177(11%)	79(25%)	8(17%)	8(17%)	32(17%)
動物の傷害事故の防止	70(4%)	15(5%)	2(4%)	4(9%)	12(7%)
飼養管理方法等の知識の習得等	219(14%)	43(13%)	5(11%)	4(9%)	21(11%)
観覧者による餌やり	32(2%)	13(4%)	2(4%)	4(9%)	16(9%)
その他	100(6%)	38(12%)	5(11%)	4(9%)	10(5%)
合計	1,609(100%)	319(100%)	47(100%)	47(100%)	186(100%)

その他の具体的内容

- ・購入者の衛生的取扱指導
- ・不必要な繁殖の制限
- ・ゲージの変更
- ・営業開始にあたっての指導
- ・異常な鳴き声による近隣への迷惑防止

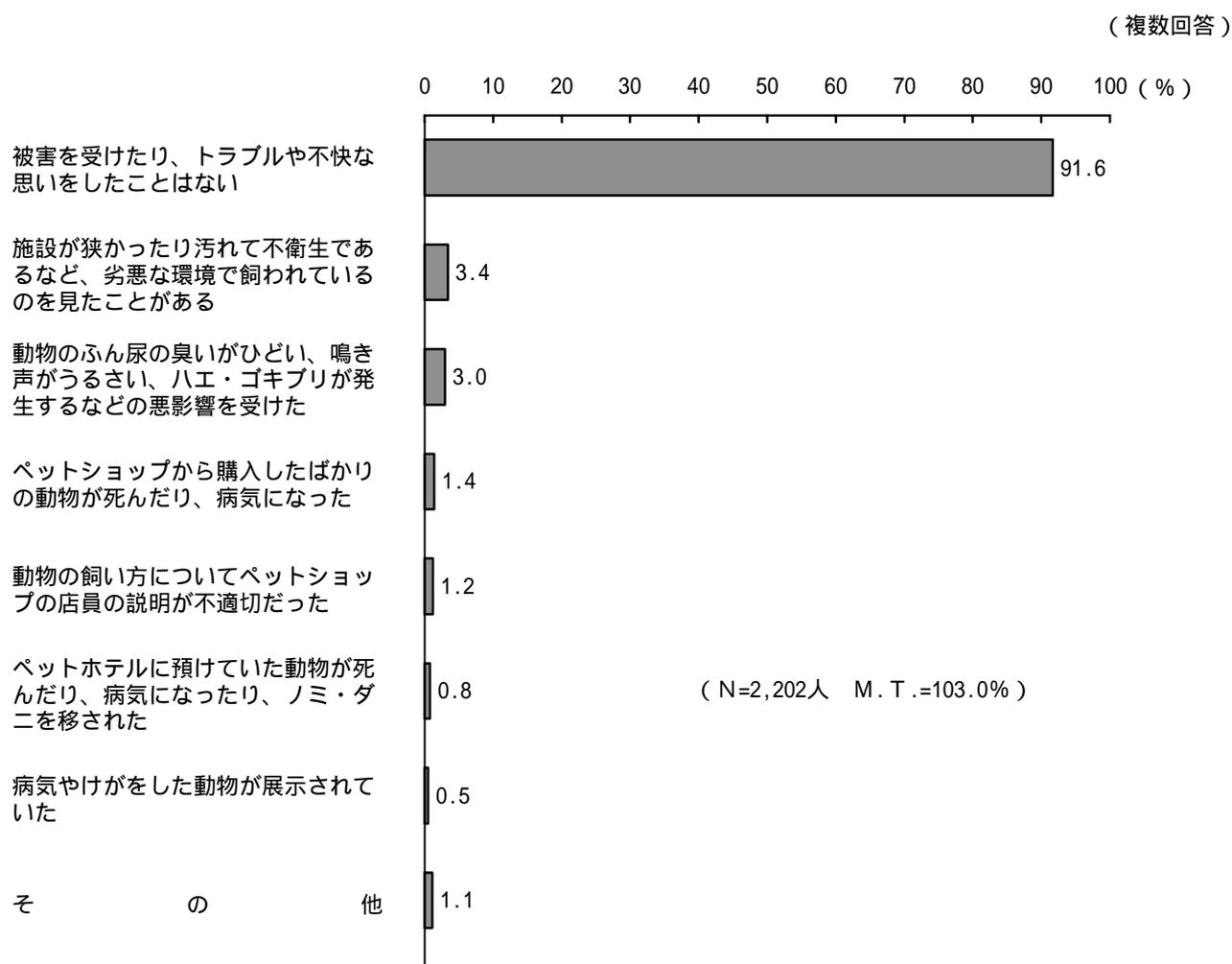
勧告・命令措置（遵守しない場合は罰則(30万円以下の罰金)の適用あり）

年度	都道府県	種別	勧告・命令の概要
13	三重県	勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・飼養施設全体及び付近の清掃、整理整頓及び消毒を定期的に行うこと。 ・設備・器具の清掃・洗浄及び消毒を定期的に行うこと。 ・排泄物及び汚物等の廃棄物は飼養施設内を汚染させることのないよう速やかに衛生的に処理し、悪臭及びはえ等の発生源とならないようにすること。 ・害虫（ノミ・ハエ）の駆除を行うとともに、発生防止対策をとること。 ・疾病にかかった犬には、必要な処置を行い、過度なストレスがかからないよう対策を講ずること。
13	大阪府	勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・病気の犬を隔離し、他の動物に感染しないようにできる設備を備えること。 ・清掃が容易であるなど衛生状態の維持及び管理がしやすい構造に改善すること ・病気の状態に応じた給餌給水等の管理を行うこと。 ・病気の犬を治療し、隔離して感染及び悪化を防ぎ、必要に応じ獣医師の診療を受けること。 ・飼養施設及び設備又は器具の徹底的な清掃、整理及び消毒を行うこと。
14	滋賀県	勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・飼養する犬に毎日給餌、給水できるように対策をただちに講ずること。 ・犬舎内やケージ内に放置されている犬の死体を至急にビニール袋等に入れて密封し、適正に処理すること。 ・犬舎内やケージ内に蓄積している犬の排泄物を取り除き、清掃すること。 ・飼養する犬の健康状態を把握し、必要な措置を行うこと。
14	滋賀県	勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・犬舎内やケージ内に放置されている犬の死体を至急にビニール袋等に入れて密封し、適正に処理すること。 ・犬舎内やケージ内に蓄積している犬の排泄物を取り除き、清掃すること。 ・飼養する犬の健康状態を把握し、必要な措置を行うこと。
14	鳥取県	勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・飼育ケージには犬の動作を困難とするほどの多頭数を入れないこと。 ・飼育ケージは、糞尿が回収できるよう受け皿を取り付けること。 ・餌が衛生的に取り替えられるよう、保管設備及び保管場所を確保すること。 ・飼育器具、設備は適宜洗浄に心がけ、公道等で行わず敷地内の洗浄場所で行うこと。また、必要に応じて消毒すること。 ・頻繁に発生する犬の鳴き声に対しては、近隣住民に迷惑のかからないよう、防音対策を施すこと。 ・糞尿、残餌等施設から出るゴミは臭い、ハエ等が発生しないよう密閉できる蓋付きの容器に保管し、町のゴミ収集日に出すなど適切に処分すること。
14	鳥取県	命令	同上

(3) 動物取扱業者からの被害等の有無

今までに動物取扱業者から被害を受けたり、トラブルや不快な思いをしたことがあるか聞いたところ、「被害を受けたり、トラブルや不快な思いをしたことはない」を挙げた者の割合が91.6%と最も高くなっている。(複数回答)

図 動物取扱業者からの被害等の有無



出典:動物愛護に関する世論調査(平成15年7月調査)

2 利用者（ユーザー側）の責務等

平成11年の法改正により、動物販売業者の説明責任に関する責務規定が新たに設けられた。これは、説明が不十分で購入者の理解がないまま飼養されている実態が、その後の不適正な飼養とそれによる動物の健康及び安全の阻害、近隣への迷惑や人への危害の発生、さらには飼養放棄に伴う動物の放置や遺棄などの一因になっていることが背景にあったものである。

（動物販売業者の責務）

第6条 動物の販売を業として行う者は、当該販売に係る動物の購入者に対し、当該動物の適正な飼養又は保管の方法について、必要な説明を行い、理解させるように努めなければならない。

また、平成13年5月に策定された「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」では、家庭動物等の所有者の責務等が定められている。これは、安易な衝動飼いにより、飼養環境への配慮を欠いたり、飼養知識のないまま飼ったため、その結果、不適正な飼養管理による近隣迷惑等のトラブルを発生させたり、さらには虐待や遺棄につながるということが少なくない現状があるためである。

家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（抜粋）

第1 一般原則

1 家庭動物等の所有者又は占有者（以下「所有者等」という。）は、命あるものである家庭動物等の適正な飼養及び保管に責任を負う者として、動物の生態、習性及び生理を理解し、愛情をもって家庭動物等を取り扱うとともに、その所有者は、家庭動物等を終生飼養するように努めること。

2 所有者等は、人と動物との共生に配慮しつつ、人の生命、身体又は財産を侵害し、及び生活環境を害することがないように責任をもって飼養及び保管に努めること。

第3 飼養及び保管に当たっての配慮

1 家庭動物等を飼養しようとする者は、飼養に先立って、当該動物の生態、習性及び生理に関する知識の修得に努めるとともに、将来にわたる飼養の可能性について、住宅環境及び家

族構成の変化も考慮に入れ、慎重に判断するなど、終生飼養の責務を果たす上で支障が生じないよう努めること。

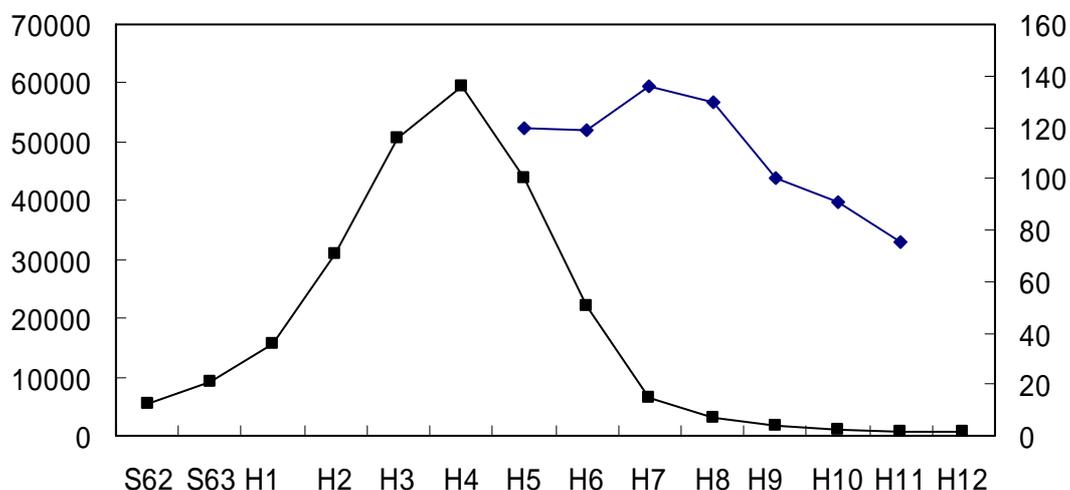
2 特に、家畜化された動物ではない野生動物等については、一般にその飼養及び保管のためには当該動物の生態、習性及び生理に即した特別の飼養及び保管のための諸条件を整備し、及び維持する必要があること、譲渡が難しく飼養の中止が容易でないこと、人に危害を加えるおそれのある種が含まれていること等を、その飼養に先立ち慎重に検討すべきであること。さらに、こうした動物は、ひとたび逸走等により自然生態系に移入された場合には、生物多様性の保全上の問題が生じるおそれが大きいことから、飼養者の責任は重大であり、この点を十分自覚する必要があること

人気犬種の登録数の変化等について

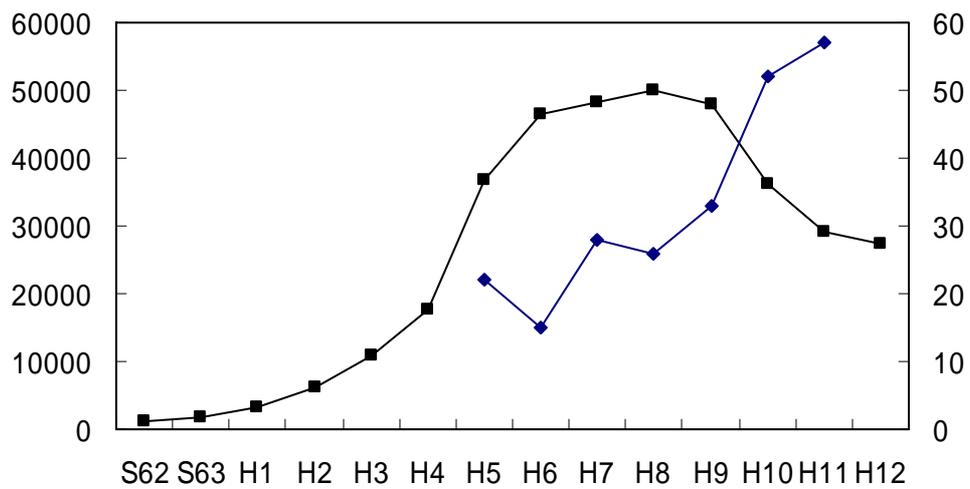
時代の変化に応じて、人気犬種は変化している。また、一過性の人気犬種に関しては、そのブームのピーク時から数年のタイムラグを経て、動物愛護管理センターにおける収容頭数が増大する傾向が見られる。

出典：龍田・多米、人気犬種の血統書登録数と東京都動物愛護管理センターでの返還・処分頭数の関連についての一考察、2000

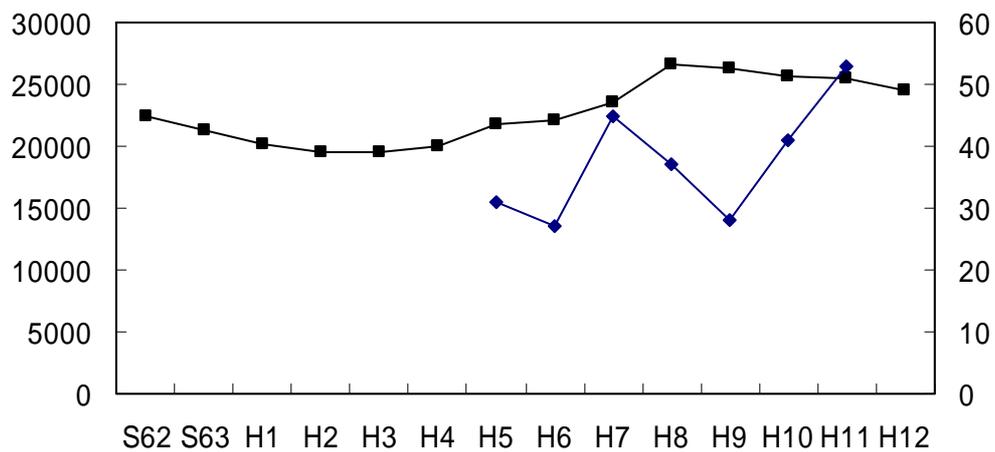
シベリアン・ハスキー



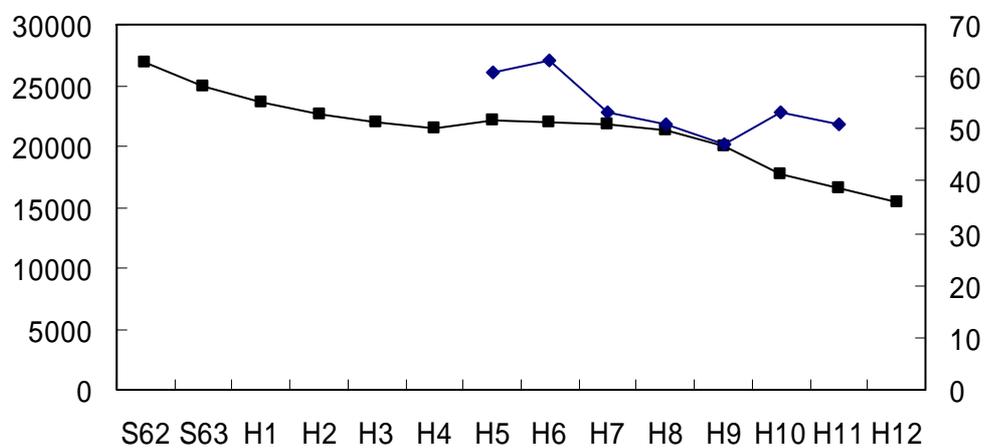
ゴールデン・レトリバー



ヨークシャー・テリア



マルチーズ



3 動物取扱業に係る課題等

(1) 附帯決議(抜粋)

平成11年12月14日 参・国土環境委員会、衆・環境委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

十、附則第二条に基づき検討を行うに当たっては、次の事項について、適切に措置すること。

- 1 動物取扱業者の届出制については、その実施状況を調査し、問題の発生の有無等によりその有効性を評価するとともに、東京都の登録制の条例制定など先進的な取組を踏まえ、優良業者の育成、消費者保護等の観点も加味した登録制などの措置について、実施可能性も含め検討を行うこと。
- 2 規制対象となる取扱業の範囲についても、問題発生状況や、東京都などにおける条例の見直しの状況などを踏まえ、検討を行うこと。
- 3 規制に営業(業務)停止に係る命令等の措置を加えることについては、問題発生の実態等を踏まえ、その必要性や有効性も含め検討を行うこと。

(2) 各方面から寄せられている意見等

- ・ 動物取扱業の規制対象業種の拡大
- ・ 動物取扱業の登録制等の導入
- ・ 動物取扱主任者等の専門的知識を有する職員の必置
- ・ 飼養保管基準等の内容の充実
- ・ 施設を持たない方法による動物の販売業の適正化
- ・ その他

参考 「動物の愛護管理の推進に係るペット小売業業界等の取り組み事例」

ペットを管理・販売する立場にある動物取扱業者としての責務の重要性が各方面から指摘されていること等から、全国ペット小売業協会では、命あるペットの適正で健全な販売、飼育、管理など販売者としての責任を率先垂範し、人とペットの共生社会の構築を目指すために、「2003．ペット小売業宣言」を策定・発表している。

また、日本鳥獣商組合連合などでも、鳥類の保護増殖技術の開発や各種普及啓発事業等を実施している。

2003．ペット小売業宣言

～人とペット（動物）の共生のためのガイドライン～

基本理念

全国ペット小売業協会及びその会員は、自らの経営等活動において、「命ある」ペットの適正で健全な販売、飼育、管理等販売者としての責任を自らが率先垂範し、「人とペットの共生社会」の構築と実現を目指します。また、購入者に対して、適正な飼育管理方法をわかりやすく説明し、飼い主としての責任の重大さについて理解を深めることに努め、自らが活動の中心的存在とし使命を果たすことにより、社会貢献に寄与いたします。

行動指針

全国ペット小売業協会及びその会員（以下、「我々」と称する。）は、基本理念の実現のために、関わる全ての人々との協力のもと、それぞれの立場で、「組織」「個人」として、自発的、積極的に以下の事業活動に取り組みます。

．全ての活動に関わる基本方針

- 1．人（従事者・飼養者等）とペットの健康と安全の確保
- 2．「命ある」ペットを扱うのにふさわしい経営倫理の醸成と確立
- 3．動物愛護法及び関連法規の遵守並びに関係行政機関との連携・協力の推進

・具体的活動内容

1．飼育・販売

(1) 飼育

- ・ペットの習性等に十分な配慮した施設において、愛情と優しさをもって適正に飼育する。また、動物がストレスを感じない環境を整備するなどし、動物の愛護の向上を図る。
- ・幼齢期においては、その種特有の社会行動を営む上で必要な行動様式を学ぶことが重要といわれていることから、離乳の期間が終わるまで親兄弟と一緒に飼育するとともに、併わせて人馴れするように努める。
- ・衛生管理を徹底するとともに、鳴き声や臭いなどによる近隣への迷惑を防止する。

(2) 販売方法

- ・販売時の情報不足等によるトラブルを未然に防止するため、売買契約書、ワクチン等の接種証明書などを整備するとともに、ペットの形質・特徴(大きさや体重など)や親兄弟等の健康状態(遺伝性疾患が生じていないことなど)に関する情報の提供に努める。また、原則として、通信販売等を行わない。
- ・移動運搬による体調の悪化、潜伏期間を持った感染症等の発病等によるトラブルを防止するために、販売は一定の期間をかけ、健康チェックを十分に実施してから行う。
- ・生体展示販売を行う場合は、不特定多数の人との接触や昼夜に渡る長時間の展示、狭い設備空間での展示などにより、動物に過度のストレスを与えないように展示時間や展示方法等を工夫し、一頭一頭に十分な注意を払うよう努める。
- ・販売店は、購入者に対する影響力が大きいことから、購入者に対する説明責任を十分に果たすために、ペットを飼うことの楽しさだけでなく、命を預かることの責任の重大性についても普及啓発するように努める。また、終生飼養の徹底、人畜感染症の予防、マナーやしつけ・訓練の必要性、みだりな繁殖の防止(去勢・不妊措置の実施を含む)、所有者明示の徹底などの啓蒙活動を積極的に行うよう努める。
- ・広告や情報提供などにあたっては、購入者に不利益、誤解、錯覚等を与える表現や方法を避け、適切な表現や方法を徹底するよう努める。

(3) 社員

- ・「命ある」ペットを取り扱う社員は、命の重さと命を預かる責任の重大性に対する説明責任を購入者に対して果たすことが重要な使命や責務となっているという職業倫理をしっかりと持つ。

- ・動物の飼養保管に関する知識・技術の習得に努め、動物の飼養保管のエキスパートとして、購入者に対する普及啓発の推進を図る。

2 繁殖

(1) 期間等

妊娠による過度の負担を避けるために、出産と次の交配までは十分な静養期間を設けるとともに、幼齢個体（1年未満）や高齢個体での繁殖はしない。

(2) 流通体制等

繁殖者、販売者、飼養者(購入者)の3者間の適切な繁殖・流通体制の構築に努め、需要に見合った繁殖量の確保や遺伝性疾患の発生防止対策を行う。

3 その他

(1) 関係行政機関との連携と社会貢献

- ・ペット業界の健全な発展を図るため、関係行政機関との連携協力を密にするとともに、自らが実施主体となって、優良業者の育成や動物愛護思想の普及啓発等を目的とした社会貢献事業を積極的に実施していく。

- ・動物取扱業の健全な発展に必要であると認められる措置については、登録制や営業(業務)停止命令などの各種規制強化策等の導入を含め、自らが、その実現に向けた協力、検討をしていく。

(2) 記録の整備

災害時等における動物の逸走対策等に役立てるため、飼養保管状況、仕入れ先・販売先などに関する記録を整備に務める。